

内部質保証推進委員会における外部委員に関する規程

2020年4月1日
制定

(目的)

第1条 この規程は、内部質保証推進委員会規程第3条第2項に基づき、内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）における外部委員について定める。

(選任)

第2条 外部委員は、高等教育及び自己点検・評価に関し高度な知見があり、本学の設置目的について理解のある外部有識者の中から委員会が推薦し、学長が任命する。

2 前項の外部有識者は、本学の教職員並びに学校法人獨協学園の理事、監事、評議員及び職員を除くものとする。

(任期)

第3条 外部委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

2 外部委員は再任させることができる。ただし、原則として2期までとする。

(守秘義務)

第4条 外部委員は、委員会においてのみ知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。ただし、裁判所からの命令その他法令により開示しなければならない場合は、この限りでない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、全学教授会（大学院にあっては大学院委員会）の審議を経て学長が行う。

附 則（2020年規程第9号）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2023年規程第13号）

この規程は、2023年4月1日から施行する。